

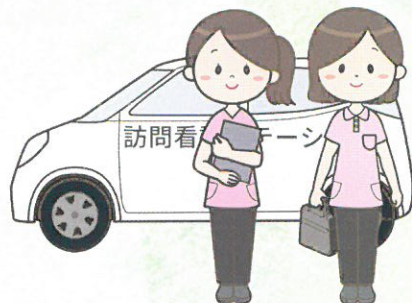
クオーレ訪問看護ステーションの特徴

- ・ 経験豊富なスタッフが利用者の自己決定を尊重した支援を提供します
- ・ 受診同行支援(体の不自由な方、交通手段が困難な方)※1
- ・ 訪問時の交通費はいただきません。

※1 完全予約制

- ・ 週2日以上訪問看護ご利用者は月1回無料(ご自宅より片道30分程度)
- ・ 2回目以降は1回8,000円+税で承ります。

【訪問エリア】



【訪問エリア】
深谷市、熊谷市、寄居町、小川町

※その他の地域、ご相談ください。

【営業時間】

9:00~17:00 (定休日: 日・祭日・年末年始)

問い合わせ先

クオーレ合同会社

〒366-0051

埼玉県深谷市上柴町東5-4-11

TEL 048-577-5135

FAX 048-577-5136



クオーレ 訪問看護ステーション



住み慣れた地域で安心して
生活できるよう支援します

【ご利用相談窓口】

お気軽にお問合せ・ご相談ください。

TEL 048-577-5135

クオーレ合同会社

精神科看護を必要とされている方を支援させていただきます。

精神科看護とは

精神科訪問看護とは、精神疾患をお持ちの方や心のケアを必要とされている皆様に、経験豊富な看護師等の有資格者が、直接ご自宅や入所されている施設にお伺いします。健康管理からご相談、助言・援助と共に考えながら総合的にサポートさせていただきます。



サービスの内容

健康及び症状の管理(症状の観察と副作用・身体合併症等の異常の早期発見)
日常生活の自立支援(清掃・洗濯・買い物・料理・金銭管理・食事・睡眠・対人関係など)
内服薬の管理(服薬援助と副作用の観察)
ご家族様への支援(情報提供と説明、ご相談に対して助言や援助)
主治医や関係機関との連携(連絡・相談及び必要に応じた情報提供)
就労等社会復帰への支援(デイケア・作業所・外来通院継続等助言や援助)



対象疾患

統合失調症
双極性障害(躁うつ病)
不安障害
適応障害
アルコール依存症
薬物依存症
発達障害
知的障害
認知症など…
他精神疾患全般
ご年齢を問わず
ご支援させていただきます



こんなお悩みありませんか？

- ・症状が辛くてどうしたらよいかわからない
 - ・周囲の人との関係がうまくいかない
 - ・引きこもりがちで話し相手がない
 - ・健康管理や薬剤管理に自信がない
 - ・自分のことは自分で決めたい
- ※ぜひご相談ください。



【ご利用まで流れ】

【医療保険】

ご相談



精神科通院・自立支援
医療受給証の有無



主治医に指示書依頼



自立支援申請
(新規・追加)

面談・利用契約



初回訪問開始

※訪問看護は主治医の訪問看護指示書が必要となります

【介護保険】

ご相談



ケアマネージャー
(ケアプラン作成)



主治医に指示書依頼



【ご利用料金について】

医療保険の場合：1～3割負担でご利用いただけます
介護保険の場合：基本1割負担でご利用いただけます
(所得に応じて変動あり)

生活保護の場合：自己負担なしでご利用いただけます
自立支援医療(精神通院)制度をご利用いただけます
※上記の他に自費でのサービスもおこなっております
詳しくはお問い合わせください

クオーレ訪問看護ステーション



自立支援医療(精神科通院)制度について

- ・自立支援受給者証をお持ちの方はお知らせください。
訪問看護を利用することができます。
自己負担上限額の中で利用が可能です(所得等に応じて自己負担・
上限額が異なります)
- ・お持ちでない方は申請のお手伝いをさせていただきます。

精神科通院受診同行支援について

- ・当訪問看護を週2日以上ご利用の方でお身体が不自由な方または
交通手段が困難な方
- ・月1回無料で同行支援を行います(ご自宅から片道30分程度の医療機関)
2回目以降は1回8000円(+税)にて承ります。



緊急訪問看護及び24時間対応体制について

- 当事業所では24時間体制を整えています。
ご利用の申込み(同意書)をいただいた方には緊急時には営業時間外でも
電話による対応や必要により訪問を受けることができます。
ただし通常の料金に下記のように増額した費用がかかります。
- ・早朝 6:00～8:00 通常単位の25%増
 - ・夜間 18:00～22:00 通常単位の25%増
 - ・深夜 22:00～6:00 通常単位の50%増



その他

ご不明な点やご質問・ご利用相談がありましたらお気軽にお問い合わせください。

問合せ先

クオーレ訪問看護ステーション
〒366-0051
埼玉県深谷市上柴町東5丁目4番地11
[Tel 048-577-5135](tel:048-577-5135)
Fax 048-577-5136



あなたはご存じですか？この制度

自立支援医療 (精神通院医療)制度

統合失調症やうつ病などの精神疾患により、通院による継続した治療を受けると、医療費の負担が多くなることがあります。

自立支援医療制度は、精神疾患に必要な治療を続けられるように通院医療費の負担軽減を図る制度です。



対象

精神疾患のため通院による継続的な治療が必要な方。



埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっちょ



自己負担額

受給者本人の収入や世帯(※1)の所得、疾病等の状況(「重度かつ継続(※2)」に該当するかどうか)に応じて、毎月の自己負担上限額を設定しています。

所得区分	自己負担割合	1か月の自己負担上限額	
		「重度かつ継続」に該当しない	「重度かつ継続」に該当する
生活保護世帯	0割	① 0円	左記と同じ(認定の必要なし)
市町村民税非課税世帯(低所得層1) 本人収入額 年80万円以下	1割	② 2,500円	
市町村民税非課税世帯(低所得層2) 本人収入額 年80万円超		③ 5,000円	
市町村民税(中間層1) 所得割 3万3千円未満		④ 5,000円	
市町村民税(中間層2) 所得割 23万5千円未満		⑤ 10,000円	
市町村民税(一定所得以上) 所得割 23万5千円以上		⑥のみ1割	

- ※1 「世帯」とは住民票の家族ではなく、同じ健康保険に加入している家族としています。
- ※2 「重度かつ継続」の該当者とは、継続的な通院治療を受ける必要があり、相当額の医療費がかかる方となります。該当するかどうかはその人の症状によって異なります。
- ※3 令和3年3月31日までの特別措置となります。



申請先・問合せ

お住まいの市町村まで(窓口：障害福祉の担当課)

見本



埼玉県立精神保健福祉センター (審査担当)
埼玉県福祉部障害者福祉推進課

TEL 048-723-6802 FAX 048-723-1561
TEL 048-830-3295 FAX 048-830-4789

埼玉県ホームページでも確認できます

「トップページ」→「健康・福祉」→「障害者福祉(障害者の自立)」→「自立支援医療制度(精神通院医療)について」